

令和5年第1回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和5年5月15日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年5月15日 10時00分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和5年5月15日 11時55分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	7 番	由 本 好 史		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年第1回笠置町議会会議録

令和5年5月15日～令和5年5月22日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

令和5年5月15日 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第2号 笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第5 議案第34号 令和5年度笠置町一般会計予算の件

開 会 午前10時00分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年5月第1回笠置町議会臨時会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本臨時会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたしますとともに、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として講じていましたマスクの着用については、発言者も含め、個人の判断といたします。

また、夏のエコ対策に取り組む10月末までの期間は、省エネルギーに対する意識向上と環境負荷の軽減を図るためにクールビズを推奨し、ノーネクタイ及び上着の着脱は自由といたします。

議長（西 昭夫君） ただいまから、令和5年5月第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中良三議員から、病気のため欠席届が提出されましたので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、由本好史議員及び1番、向出健議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から5月22日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から5月22日までの8日間に決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

5月10日、名張市の名張産業振興センター・アスパアにて、木津川上流直轄改修促進期成同盟会総会と意見交換会が行われ、出席いたしました。木津川上流における河川事業及び砂防事業の説明の後、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所の職員及び紀伊山系砂防事業所の職員を交えた意見交換会が行われました。

以上、議会報告といたします。

なお、議会運営上、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 本日、ここに令和5年第1回笠置町議会臨時会におきましては、議員各位には御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

行政報告に入ります前に、3月議会におきまして、私の発言が御質問の趣旨に沿った的確な答弁ができなかったことにより、議会の議事進行を混乱させてしまいましたこと、改めてお詫び申し上げます。答弁につきましては、簡潔明瞭を心がけ、御理解いただけるよう努めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、行政報告を申し上げます。

4月1日付で新規に職員1名を採用し、相楽東部広域連合や京都地方税機構への派遣も含め18名の人事異動を行い、令和5年度を新たな体制でスタートいたしました。

人事異動に伴い、本臨時議会から出席する管理職を紹介いたします。人権啓発課長の吉田でございます。

人権啓発課長（吉田和秀君） 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

町長（中 淳志君） 続いて、新型コロナウイルス感染症について報告いたします。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症が、感染法上、季節性インフルエンザと同等の5類に変更されました。変更に伴い、基本的対処方針が廃止され、政府及び京都府の対策本部も廃止されました。同時に、町の対策本部も廃止いたしております。

当町では、健康管理意識の向上や感染対策に有効であるため、当面の間、パーティションや検温器、消毒液を引き続き設置いたしておりますが、マスクの着用は個人の判断に委ねられることなど、これからの感染対策は一律ではなく、それぞれ個人の判断となりますので、よろしくお願いいたします。

本臨時会に提出いたします案件は、承認1件、議事案件は令和5年度一般会計当初予算の1件でございます。当初予算が否決され、4月から6月までの3か月間に必要となる経費を

暫定予算として可決いただきましたが、今回提出いたしましたものは当初予算となるもので、暫定予算を含めた額となっております。御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等、令和5年4月1日から施行されることとなりましたので、当町の税条例についても改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分としたものでございます。

改正の主な内容は、軽自動車税の種別割に係る規定整備、固定資産税等の特例の読替規定等についてでございます。御承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について説明いたします。

新旧対照表、20ページを御覧ください。

第48条第1項及び第5項及び、21ページ、第50条第1項及び第2項については、現在定められている法人住民税の納付書の様式に、新たに様式が新設されることに伴う改正です。

22ページ、第98条第1項、第5項、23ページ、第101条については、たばこ税に係る納付書の様式に、新たに様式が新設されることによる改正です。

24ページ、附則第10条につきましては、固定資産税の課税標準の特例についての読替規定を講じて適用を行っていたもののうち、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備の特例が終了し、これを反映させるものです。附則第10条の2については、項ずれに対応するものです。附則第10条の3は、大規模の修繕マンションに対する減額措置を受ける際に、市町村長への提出が規定されたものです。附則第10条の4は、災害に係る固定資産税の特

例の適用の申告等が整備されたものです。

28ページ、附則第15条の2及び附則第15条の6第3項については、コロナウイルス感染症対策によって15か月延長されていた消費税引上げに伴う環境性能割の軽減措置の規定削除です。

附則第16条では、軽自動車税について、環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限が3年延長されます。規定整備されるほか、項ずれを反映しております。

附則第17条の2については、長期譲渡所得のうち、優良な土地の供給と公的な土地取得に資すると認められている土地等の譲渡について、課税特例の適用期限が延長されたことに伴う改正です。

施行日は令和5年4月1日です。

21ページをお願いします。

第82条ですが、原動機付自転車に係る3輪以上のものの規格が改正され、電動キックボードが除外されることによる改正となっております。

施行日は令和5年7月1日です。

12ページをお願いします。

第34条の9第2項は、還付規定や控除不足額の充当規定について、森林環境税の導入に対応したものに改正するものです。

14ページをお願いします。

森林環境税の導入に伴い、第38条については、個人住民税の賦課徴収について、第3項の内容を設ける改正です。第41条は、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人住民税との合算額を追加する旨、第44条では、個人住民税を特別徴収の方法により徴収する給与所得者に係る所得割及び均等割額に森林環境税額を含む旨、第47条では、給与所得者の特別徴収がなされなくなった場合に還付があった場合の充当について、第47条の2では、公的年金等に係る特別徴収の方法により徴収する額に森林環境税額を含む旨、第47条の6では、年金所得について特別徴収の方法で徴収がなされなかった場合に還付があった場合の充当についての改正となっております。

続きまして、33ページをお願いします。

附則第16条の2第3項では、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納付不足額を徴収する際に加算する割合が変更され、反映したものです。

施行日は令和6年1月1日です。

12ページをお願いします。

第36条の3の2については、給与所得者の扶養親族申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合には、記載の簡素化が図られたことによる改正と項ずれを反映したものです。

施行日は令和7年1月1日です。

その他につきましては、文言の整備等となっております。

これで説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき同一の議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この際、申し上げます。

全ての議案に対して起立しない者は反対とみなします。また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第34号、令和5年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第34号、令和5年度笠置町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

現在、一般会計予算は、4月から6月までの3か月間に必要となる経費を暫定予算として可決いただき、執行しております。今回提出させていただきました本予算が成立したときには、暫定予算の効力は失われ、本予算に吸収されることとなります。したがって、本予算には暫定予算の6億73万5,000円を含んだものとなっており、本予算の歳入歳出予算総額は15億7,798万4,000円となり、前年度より12.2%の増となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る経費及び国による子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、実施日や支給期限から補正予算では間に合わないため、今回の予算に計上しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

この当初予算は、令和4年3月に策定いたしました第4次笠置町総合計画に基づき編成いたしました。限られた財源ではありますが、基本構想に掲げる4つの政策大綱、観光のまちづくり、防災・減災のまちづくり、福祉のまちづくり、持続可能な住民主体のまちづくりに基づき、基本計画におけるそれぞれの分野の目指す姿の実現に向けて、有効に活用できる予算を計上しております。

まず、観光のまちづくりでは、新型コロナウイルス感染症により縮小や休止を余儀なくされておりましたも「みじまつり」と「鍋フェスタ」再開を目指すべく、予算計上しております。新型コロナウイルス感染症が、感染法上の分類が5類へと移行され、基本的対処方針も廃止となりました。定着しております鍋フェスタを復活させ、コロナ禍で沈んでいた町内に人が行き来し、活気を取り戻し、交流人口の拡大を目指すことといたします。

防災・減災のまちづくりでは、防災行政無線の操作卓の更新による迅速な情報発信や、消防団員の報酬改正による処遇改善、団員の確保を図り、地域防災体制の強化に務めます。

福祉のまちづくりでは、笠置町の将来を担う子供たちを応援するため、出産時や小中学校入学時など節目の年に給付を行う、笠置未来っ子応援事業を実施いたします。また、子育て支援医療費助成事業では、出生時から高等学校終了時まで対象年齢を拡大し、子供の健やかな成長と、安心して子供を産み育てる環境づくりに取り組みます。外出支援サービスや医療費助成事業等の実施により、高齢者や障害のある方に対する支援を引き続き行ってまいります。

持続可能な住民主体のまちづくりでは、まちづくり事業補助金の拡充により、各区におけ

る取組を支援、多世代交流施設つむぎてらすや運動公園の利活用により、住民間の交流をさせます。また、長寿命化計画に基づく道路や橋梁の維持修繕事業の実施により、安心・安全な生活基盤の整備を進めます。

将来の笠置町を見据えた上で、必要性や緊急性・有効性を考え、財源の有効活用に努めました。3月議会における審議で疑義のあったものにつきましては、精査した上で予算計上しております。各種イベントにつきましては、さきに申しあげましたとおり、鍋フェスタともみじまつりの開催に対する負担金として400万円を計上いたしております。

先日開催いたしました四季彩祭実行委員会において、私の会長職の辞任と組織の見直しをお伝えしておりますが、まだ決定したものではありません。開催に当たっては、実行委員会と町の共催という形で実施し、実行委員会に対し、町の負担分として負担金を支払うこととして支出を考えております。

笠置いこいの館につきましては、町民の健康増進と町内外の方が気楽に集える温浴施設として、また環境に配慮した観光拠点施設を目指す姿として、再開に向けた取組を行います。さらに、キャンプやボルダリングなどのアウトドアを好むファミリー層を誘致するなど、新たな価値を付加し、地域経済の活性化を目指します。再開に向けては、コンサルタントに委託するのではなく、いこいの館専任の地域活性化企業人を任用し、民間による幅広い視野で総合的に進めたいと考えております。

ホームページの更新につきましては、当面はバージョンアップにより対応することとして、予算の見直しを行いました。情報発信の媒体として有効活用できるよう、機能強化を進めていきたいと考えております。

御審議いただき御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第34号、令和5年度笠置町一般会計予算の件につきまして説明させていただきます。

私のほうからは、歳入と歳出予算につきましては、議会費と総務財政課所管の予算について説明させていただきます。

なお、人件費につきましては、4月1日付の人事異動後の人員配置によりまして、給与条例に基づき積算、各費目での説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、今回の令和5年度の笠置町一般会計予算につきましては、15億7,798万4,000円となっております。前年度と比較いたしまして12.2%の増額となっております。

先ほど町長からの説明にありましており、令和5年3月議会におきまして提出させていただきました当初予算につきましては否決となりましたので、3月29日付で暫定予算を可決いただき、6億73万5,000円の予算で現在執行をしているところでございます。今回提出させていただきました本予算につきましては、この暫定予算の6億73万5,000円を含んだ額となっております。本予算が成立しましたときには、暫定予算はこの本予算に吸収され、効力を失うものとなっております。この暫定予算と今回の当初予算の関係につきましては、以上のような形となっております。

それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

1款町税、1項町民税につきましては5,014万7,000円を計上しております。続いて、2項固定資産税につきましては7,845万2,000円、軽自動車税につきましては、環境性能割と種別割、合計いたしまして490万1,000円、たばこ税につきましては1,428万円を計上したのとなっております。

2款地方譲与税につきましては、1項自動車重量譲与税、2項地方揮発油譲与税、3項森林環境譲与税、3つの項につきまして、京都府の通知によりまして計上したのとなっております。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、次のページになりまして、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、9款自動車取得税交付金、10款環境性能割交付金、11款地方特例交付金、以上の内容につきましては、京都府通知に基づき計上させていただいたものとなっております。

12款地方交付税につきましては8億4,000万円を計上しております。普通交付税、特別交付税を合わせた額となっており、普通交付税につきましては、昨年度の交付増に基づきまして、本年度増額した計上としております。

13款分担金及び負担金につきましては、保育所及び学童保育の負担金といたしまして53万3,000円を計上しております。

14款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、運動公園の使用料等を含みます総務使用料で53万3,000円。衛生使用料は歯科診療所の使用料、3目商工使用料は産業振興会館の使用料、4目住宅使用料では町営住宅の使用料、民生使用料につきましては、つむぎてらすの使用料等を合わせまして、375万5,000円を計上しております。同じく、使用料及び手数料、2項手数料におきましては、総務手数料、衛生手数料、合わせまして1,077万9,000円を計上しております。

15款国庫支出金、国庫負担金では、総額2,765万9,000円を計上しております。障害者自立支援給付事業など社会福祉事業や、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金等を民生国庫負担金として、また新型コロナウイルスワクチンの接種対策国庫負担金といたしまして、174万1,000円を計上したものでございます。

2項国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金また地域生活支援事業及び障害者総合支援事業等を含めまして、総額で7,179万7,000円を計上いたしております。この中には、国庫負担金と同様、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業といたしまして、268万6,000円を衛生費国庫補助金として含めております。

同じく、国庫支出金、3項委託金におきましては、自衛官募集事務委託金等を含めまして総務費委託金、民生費委託金で、総額109万円を計上したものでございます。

16款府支出金、1項府負担金におきましては、国庫負担金と同様、民生費負担金といたしましては、障害者自立支援医療給付事業や国民健康保険の保険基盤安定負担金といたしまして、府負担金分の2,239万1,000円を計上しております。

2項府補助金におきましては、総務費府補助金では電源立地対策補助金、また、きょうと地域連携交付金事業等を計上したものでございます。民生費府補助金では、隣保館運営事業や子ども・子育てに関するもの、また児童福祉費補助金におきましては、子ども・子育て支援交付金等を計上したものとなっております。

府補助金につきましては、総額3,518万円となっております。

同じく、同款3項委託金におきましては、統計調査費委託金や選挙委託金等を計上したものでございます。商工費委託金といたしましては、東海自然歩道の管理委託、自然公園の清掃委託金等を含めまして、総額で委託金751万5,000円の計上となっております。

17款財産収入におきましては、財産運用収入といたしまして、利子及び配当金で3万1,000円、また財産貸付収入では、いこいの館の多目的グラウンドの貸付けといたしまして324万2,000円等を計上したものでございます。

18款寄附金におきましては、ふるさと納税の事業による寄附金で、一般寄附金、指定寄附金、合計いたしまして237万円を計上しております。

19款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金は9,378万4,000円の繰入れで、財源不足を補填するためのものとなっております。ふるさとづくり基金の繰入金につきましては243万4,000円を、ふるさと基金繰入金、森林環境基金繰入金につきましては、事業費相当分の繰入れとしたものでございます。

諸収入におきましては、売上収入また生ごみ袋の販売収入等、前年度とほぼ同額となりますが、5,379万9,000円を計上しております。

23ページ下段の22款町債につきましては、それぞれの事業によりまして、起債の借入額といたしまして、総額で1億5,525万3,000円となったものでございます。

歳入につきましては以上となっております。

続きまして、歳出につきまして説明させていただきます。

まず、25ページ、議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費につきましては、議会運営費といたしまして2,772万3,000円を計上いたしております。この中には、昨年度整備いたしました議場の音響システムに係りますシステム保守委託料132万円を計上したのとなっております。

続きまして、2款総務費の説明をさせていただきます。

総務費では、総務財政課所管の主なものといたしまして、まず28ページをお願いいたします。

右側下段、自治振興対策事業といたしまして340万5,000円を計上いたしております。これは、各地区で実施いただきます事業に対する補助金、また報奨費といたしましては、戸数世帯数に合わせました報奨金等、各区に交付させていただいております。まちづくり事業補助金では211万円を計上したものでございます。

電算システム管理事業といたしまして5,598万9,000円を計上いたしております。町の基幹システムの補修また更新作業等の委託料となっております。

29ページ下段、下のほうになりますけれども、個人情報保護事業で573万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、令和5年3月で個人情報保護条例等施行を改正しております内容で、安全管理措置やセキュリティーポリシー等の見直しとなったものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

31 ページ上段、ホームページ管理事業といたしまして155万8,000円を計上いたしております。現在使用しておりますホームページにつきましては、バージョンアップにて対応することといたしまして、情報発信強化事業といたしまして、システム使用料、月額10万円の9か月分として消費税を掛けたものとしております。内容につきましては、LINE機能を付加するというもので、町の情報発信、それからまた、こちらからの情報を登録いただいた方への情報発信事業ということを計上したものでございます。

3目財政管理費といたしましては、財政管理事業といたしまして基金の積立てとしております。本年度増額しておりますものは、電源立地地域対策整備基金といたしまして440万円を計上いたしております。ここ数年は事業に充当をしておりましたが、基金を積み立て、経年しております公用車の購入費に充当するため基金を計上し、3年間の基金に積立てを行い、購入することを予定しております。

続きまして、32ページでございます。

庁舎管理事業につきましては庁舎の維持管理に係る経費、公用車管理事業につきましては、車検等を含みます公用車の維持に係る経費を計上したものでございます。

運動公園管理事業につきましては242万6,000円を計上しております。昨年度は、運動公園の管理につきまして委託としておったところでございますけれども、本年度、直営で会計年度任用職員を任用し、整備や運動公園の鍵開け等に対応していただくため、費目の変更をしたものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

ふるさと納税事業で112万9,000円を計上いたしております。ふるさと納税のシステムを活用しておりますので、その使用料であったり代行委託経費としたものを計上したものでございます。

37ページ、地域活性化起業人事業といたしまして、10か月分の2名分に当たります1,120万円を計上しております。人件費相当分といたしまして研修負担金で920万円、活動補助といたしまして100万円、それぞれ2名分として計上したものでございます。起業人として任用する予定としておりますのが、各種イベントによる観光誘客を担当していただく企業からの研修派遣、またもう一方は、ウェブ商店街の支援やデジタル活用の推進を支援いただくための1名というところを予定しております。

8目防災諸費につきましてはです。防災事業につきましては7,357万4,000円を計上いたしております。事業項目の下ですけれども、防災行政無線の操作卓の更新を備品購入と

して計上いたしております。経年によりまして、部品の交換等も年数経過いたしまして、日数がかかると緊急の対応にすぐに対応できないというところもございまして、本年度、10年経過しますので、防災行政無線の操作卓の更新を計上しております。今、操作卓につきましては、国のほうから、国なり府また緊急速報等が入ったものにつきまして、防災行政無線やエリアメール等、職員のほうで入力をし、早急に対応するようにはしておりますけれども、時差が生じているところでございます。今回これを更新することによりまして、通知メール等がございましたら、即時に操作卓のほうで発信できるというふうな機能に更新するものでございます。

続きまして、41ページでございます。

4項選挙費でございます。

5目京都府議会議員の選挙費につきましては、4月9日に執行が済んでおります。その経費は暫定予算のほうで上げさせていただいておりますが、今回改めて吸収されますが、計上したものでございます。

町議会議員の選挙、町長選挙につきましては、3月末で町長の任期が満了いたしますので、それに併せて通常選挙の経費と、現在1名欠員となっております議会議員の補欠選挙を行うための経費となっております。

42ページ、5項統計調査費につきましては、本年度実施を予定しております6つの項目につきましてはの経費となっております。

6項監査委員費につきましては、監査事業費といたしまして40万6,000円を計上したものでございます。研修旅費、派遣旅費等の増額によりまして、昨年度より増額となっております。

続いて、ページ飛びますが、74ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費でございます。

常備消防費といたしましては、相楽中部消防組合への負担金で4,661万1,000円、非常備消防費といたしましては983万8,000円を計上しております。この中には、消防団事業といたしまして、消防団員の報酬を3月議会におきまして改正の承認をいただきましたので、増額したもので計上したものでございます。

続きまして、75ページ下段、9款教育費でございます。

教育総務費といたしまして、相楽東部広域連合への負担金で7,275万4,000円を計上しております。

76ページに、2項社会教育費で、文化財保護費として文化財保護事業を計上しております。教育委員会の事業につきましては、相楽東部広域連合に移行しておりますが、管理団体として文化財保護事業につきましては、町で実施するものとなっておりますので、48万3,000円を計上したものでございます。

10款公債費につきましては、元金・利子合わせまして1億4,090万8,000円となっております。令和5年度中に償還が必要なものの償還金及び償還利子の分を計上したものととなっております。

予備費といたしましては、暫定予算で100万円を計上させていただいておりますけれども、今回100万円では緊急な対応に対応することも難しいと思われまますので、本年度は300万円を計上したものとしております。

78ページ以降につきましては、それぞれの費目によりまして、費目の構成率、予算額等を計上しております。85ページ以降の給与費等の明細書につきましては、本年度4月1日現在の在職した職員に係る費用の内訳等を計上したものととなっております。3月に提出いたしました内容から変更が生じておりますが、こちらにつきましては、4月1日現在に在職している職員で見直したものととなっておりますので、差異が生じたものととなっております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

それでは、私のほうから、企画調整課が所管します歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算書35ページを御覧ください。

35ページ、2款総務費の中の企画費の続きでございます。

35ページの一番下でございます。伊賀城和定住自立圏事業としまして3,000円をお願いしております。内容としましては、旅費の3,000円ということになっております。

次のページ、36ページを御覧ください。

中ほどにあります、相楽東部未来づくり推進事業といたしまして121万1,000円のうち、相楽東部「ひと・企業」誘致促進協議会への負担金としまして95万円をお願いしております。

続きまして、総合計画推進事業でございます。こちらにほうにつきましては、行政改革推進委員会の委員報酬11万円を含みまして、23万8,000円をお願いしております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします主な事業について説明いたします。

38ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、税務総務一般事務におきまして64万4,000円を計上しております。主なものといたしまして、国税を電子データで送信するためのシステム対応保守委託として36万5,000円のほか、税務協議会の負担金等を計上しております。

京都地方税機構事業では、333万7,000円のうち、旅費5万1,000円のほか、負担金として共同で行っているシステムや人件費等328万6,000円を計上しております。

2目賦課徴収費では、賦課徴収事務といたしまして369万6,000円を計上しております。主なものとして、印刷製本費では、納付書や通知書の用紙代として48万9,000円、不動産鑑定委託料174万2,000円、給与支払穿孔業務委託料44万円を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費におきまして1,501万5,000円を計上しております。主なものとして、令和元年に戸籍事務にマイナンバー制度が導入されたことによる戸籍システムに係る経費で、委託料として戸籍システム保守に361万2,000円、システム改修作業に370万7,000円、新システム等導入作業に239万2,000円、クラウド化に伴う使用料として259万5,000円のほか、住基ネットシステムに係る負担金に231万6,000円を計上しております。

マイナンバーカード交付事業につきまして、消耗品のほか、通信運搬費として、本人限定郵便の送料と携帯端末の通信料を計上しております。

47ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、戦没者追悼事業につきまして、戦没者追悼式の設営委託14万3,000円のほか、記念品でタオルの購入費を計上しております。

操出金事業といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金として1,234万4,000円を計上しております。

国保運営協議会事業といたしまして、国民健康保険運営委員の委員報酬9万9,000円

を計上しております。

社会を明るくする運動事業といたしまして、啓発物品の購入費と相楽保護司会への負担金、計3万6,000円を計上しております。

援護事業といたしまして、特別弔慰金に係る経費1万2,000円を計上しております。

51ページをお願いします。

国民年金事務として2万6,000円を計上しております。

59ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費におきまして、動物愛護事業で7万8,000円を計上しております。主なものといたしましては、狂犬病予防注射の委託料5,000円等となっております。

続きまして、62ページをお願いいたします。

5目環境衛生費、環境維持管理事業といたしまして10万7,000円を計上しております。消耗品費のほか、水質検査委託料を計上しております。

墓地管理事業といたしましては、例年、除草作業代として計上いたしておりましたが、今後の方向性が定まるまでの間、緊急の対策措置として修繕費のみを計上し、除草につきましては、不法投棄等の対策も兼ねて塵芥処理事業で計上することといたしております。

定住自立圏事業といたしまして、消耗品費に1万2,000円を計上しております。

1目塵芥処理費におきまして、塵芥処理事業といたしまして80万円を計上しております。主なものといたしまして、生ごみ袋販売委託料28万8,000円のほか、前回委託料で計上しておりました不法投棄見回りごみ作業委託料を、会計年度職員の報酬へ計上し直しました。ごみ処理作業月6時間程度、草刈り年2回、パトロール年3回、18万6,000円で計上しております。

広域行政事業といたしまして、相楽東部連合分担金に3,610万3,000円を計上しております。

2目し尿処理費、し尿処理事業といたしまして1,008万3,000円を計上しております。主なものといたしまして、し尿くみ取り業務負担金で993万円を計上しております。

合併浄化槽推進事業といたしまして267万7,000円を計上しております。主なものといたしましては、合併浄化槽を設置された方への補助金交付として、5人槽1基、7人槽2基、単独浄化槽の撤去費用、くみ取り便槽の撤去費用、宅内配管3基分、合計266万円を計上いたしております。

相楽行政事業といたしまして1,567万1,000円を計上しております。相楽広域行政組合への負担金となっております。

これで、税住民課が所管いたします事業予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 議案の説明の途中ですが、ここで休憩をします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き議会を再開します。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算について、主な事業を説明いたします。

43ページを御覧ください。

43ページ下段でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、対前年142万円減の1億4,825万8,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

主なものといたしましては、社会福祉協議会補助事業として1,272万4,000円を計上しております。主な内容は、老人クラブや身体障害者協議会に関する業務の委託に関する費用、また社会福祉協議会が行う閉じ籠もり予防や見守り活動などの福祉事業に関する費用を計上させていただいております。

45ページでございます。

障害者福祉事業では18万8,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、障害のある方に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業として11万4,000円を計上いたしております。

中段、福祉医療事業では841万6,000円を計上いたしております。主な内容は、障害のある方に対する医療費の助成として703万3,000円、ひとり親家庭の医療費の助成として32万4,000円、子育て世帯に対する医療費の助成として105万8,000円などを計上いたしております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

障害者自立支援給付事業では3,788万6,000円を計上いたしております。放課後児童デイサービスに係る費用として、障害者入所給付事業では673万4,000円を計上いたしております。また、居宅介護など各種の福祉サービスに関わる費用として、障害者自

立支援給付事業では3, 115万2, 000円を計上いたしております。

47ページでございます。

地域生活支援事業では425万6, 000円を計上いたしております。主な内容は、障害のある方やその家族からの相談支援に関する費用や、補聴器などの日常生活用具の助成に関する費用や、療育教室に関わる費用などを計上させていただいております。

障害者福祉計画策定事業では217万7, 000円を計上いたしております。笠置町・和東町・南山城村障害者基本計画及び障害福祉サービス、地域生活支援事業等に関する年度ごとの計画と、その計画のための方策を定める笠置町・和東町・南山城村障害福祉計画、障害児福祉計画を策定する費用として計上させていただいております。

51ページをお願いいたします。

4目老人福祉費では、対前年164万5, 000円減の1億710万4, 000円を計上いたしております。

高齢者福祉事業として777万8, 000円を計上いたしております。主なものといたしましては、在宅の要介護者を介護されている方に激励金を支給する介護者激励金支給事業で40万円、外出困難な方を医療機関まで送迎する外出支援サービス事業で189万8, 000円、敬老会を行う敬老会事業では100万1, 000円を計上いたしております。次、52ページをお願いいたします。

操出金事業では、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への操出金、合わせて9, 101万3, 000円を計上いたしております。福祉医療事業では558万5, 000円を計上いたしております。内容は、65歳から69歳の方や障害のある高齢者の方に対する医療費の助成でございます。

介護保険事業計画策定事業では272万8, 000円を計上いたしております。町民・事業者・行政の協働により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指すための指針となる計画ということで、今年度2年目ということで計画を実施いたします。

それから、53ページでございます。

5目老人福祉施設費では、対前年656万8, 000円減の2, 502万1, 000円を計上いたしております。老人福祉施設費では、主に、つむぎてらすの維持管理や地域包括支援センターの運営に関する費用となっております。

まず、老人福祉施設運営事業では641万4, 000円を計上いたしております。主なも

のといたしましては、介護予防事業では、閉じ籠もり予防事業などに関する費用として34万3,000円を計上いたしております。

次のページになりますが、つむぎてらす運営事業では、つむぎてらすの運営に関する費用として232万8,000円を計上いたしております。

続いて、55ページでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、対前年452万7,000円増の1,934万5,000円を計上いたしております。

児童福祉事業では1,337万3,000円を計上いたしております。放課後児童クラブ運営に関する費用で402万7,000円、ひとり親家庭に手当を支給する費用で9万8,000円、また児童手当の支給に関する費用として542万1,000円を計上いたしております。

また、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業で61万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金、前回の給付金ですが、その支給対象者であった方に対して、児童1人当たり一律5万円を支給する事業でございます。

次のページをお願いします。56ページでございます。

子ども・子育て支援計画策定事業に関わる費用として、266万8,000円を計上いたしております。令和5年・6年度の2か年にわたる継続事業で実施を予定しております。

笠置町の将来を担う子供たちを応援するための笠置未来っ子応援事業に関わる費用として、54万5,000円を計上いたしております。出産や小学校入学、中学校入学等、節目に当たりますときに給付をする事業でございます。

また、児童公園維持管理事業では、児童公園に関わる維持管理費用として83万4,000円を計上いたしております。

また、結婚・子育て応援住宅総合支援事業では、新婚世帯や子育て世帯に対して、住宅の購入やリフォームの助成に関する費用として205万円を計上いたしております。

下段、2目保育園費では、対前年155万5,000円増の4,322万2,000円を計上いたしております。

57ページ下段でございますが、保育所事業として、保育所の運営に関する費用で810万2,000円を計上いたしております。内容は、保育所の維持管理に関する費用や、保育教材、給食に関する費用等でございます。また、施設修繕工事として、外構工事に関す

る費用で200万円、また遊具購入ということで60万円を計上いたしております。

続きまして、58ページ下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、保健福祉課が所管する事業といたしましては、保健業務全般に関わる費用としての保健業務として49万5,000円を計上いたしております。

また、下段、2目予防費では、対前年550万3,000円増の1,498万1,000円を計上いたしております。

60ページをお願いいたします。

続きで、健康増進事業としては592万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、健康診査や各種がん検診、結核検診に関する費用、また生活習慣病を予防するための運動を行う健康教育や、各地域で実施する健康相談に関する費用を計上いたしております。

それから、予防接種といたしまして、753万8,000円を計上いたしております。高齢者や乳幼児に対して行う予防接種として275万7,000円、また風疹の予防接種費として11万5,000円を計上いたしております。

また、令和5年春開始接種として、新型コロナウイルスワクチン接種事業で466万6,000円を計上いたしております。この事業については、初回接種、1回目、2回目接種を終了した次の方が対象となっております。1つ目が65歳の高齢者の方、また2つ目が基礎疾患を有する方、12歳から64歳まででございます。また、医療従事者等でございます。現時点では、7月2日を集団接種の事業として予定をしております。

61ページでございます。

母子保健事業として137万7,000円を計上いたしております。乳幼児に対する健診で24万円を、妊産婦に対する健診費用で74万7,000円を計上いたしております。

また、出産・子育て応援交付金事業として25万4,000円を計上いたしております。

下段の定住自立圏事業として13万8,000円を計上いたしております。救急相談ダイヤル24事業の笠置町の分担金としての金額でございます。

それから、3目診療所費では、対前年672万5,000円増の1,616万4,000円を計上いたしております。

笠置歯科診療所事業では、経年劣化しておりますレントゲンの購入費として680万円を計上いたしております。また、山城病院組合や相楽広域行政組合負担金（休日診療所分）な

どの事業費を計上いたしております。

4目介護保険費では、山城病院組合の老健事業分の分担金として156万7,000円を計上いたしております。

以上で保健福祉課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 商工観光課が所管します歳出について御説明させていただきます。

予算書の29ページを御覧ください。

下段の総務費、総務管理費、一般管理費、30ページにかけてでございますが、公共交通事業、循環バス運営事業でございます。内容につきましては、循環バス運転士としての会計年度任用職員の人件費とバス2台の維持管理経費等、1,382万2,000円を計上しております。

続きまして、30ページ下段、文書広報費、笠置テレビ運営事業でございます。ここでは、笠置テレビの設備等に関わる保守点検や維持管理に関する経費、ケーブルテレビの利用料補助などで172万2,000円を計上しております。

33ページをお願いします。

同じく、総務費、総務管理費、企画費、JR笠置駅切符等販売事業でございます。ここでは、JR笠置駅の無人化対策として、会計年度任用職員の人件費や待合空間の利便性向上を目的とした電気配線の修繕などで、641万4,000円を計上しております。

34ページをお願いします。

34ページ、同じく企画費で、笠置いこいの館運営事業でございます。笠置いこいの館管理運営事業につきましては、3月の予算から見直しを、経費削減を行ったものを中心に御説明させていただきます。

初めに、報酬では、いこいの館の管理運営事業に関わる会計年度任用職員報酬並びに費用弁償で、4月1日現在の採用職員の時間単価や通勤手当の有無を反映させ、報酬で1万2,000円の減額をし、221万6,000円を計上しています。費用弁償では3万7,000円の減額を行い、1万2,000円を計上しております。

会計年度任用職員の業務としては、早朝勤務者には開錠と空調の稼働、主に内外トイレ清掃や玄関部分の清掃を行っていただいております。また、日中の勤務者には、1階共有スペースの清掃、来客や電話対応、施設利用の管理、ゲートボール場の利用準備等を行っていた

だいております。

なお、人件費につきましては、会計年度任用職員の雇用就労の保障もあり、令和5年度はこの予算を計上させていただいております。

需用費では、消耗品費でゴミ袋代等1万8,000円の減額をし5万9,000円を計上、光熱水費では、5月初旬に、今年8月から1キロワットの基本料金に変更される旨、お話が電力供給事業者よりあり、電気料金を再計算いたしましたところ165万8,000円を減額でき、614万6,000円を計上しております。

また、委託料では、施設管理として法律で定められているもので、消防設備保守点検は、消防法の定めにより、延べ面積1,000平米以上の特定防火対象物は年2回の点検が必要とされており、浄化槽管理は浄化槽法に基づく保守点検となります。

夜間警備委託料については、建物警備・防犯とともにエレベーター管理が含まれており、建築基準法にエレベーターのある施設には定期検査が義務づけられております。また、避雷設備保守点検は日本工業規格（JIS）に基づくもので、地下タンク及び埋設配管気密検査は、消防法により、使用の有無に関係なく、用途廃止しない限り定期検査は必要とされております。

自家用電気工作物管理委託につきましても、受変電設備は電気事業法に基づき点検が必要とされており、いずれも施設の維持管理のために最低限必要な点検等の業務でございます。

委託料最後の、吸収冷温水機保守点検委託料は、館内の共有部分とデイサービスセンターを含む冷暖房機でございますが、当初では通年2機運転で保守契約を締結しておりましたが、比較的効きのいい夏季を1機運転に、暖房の効きの悪い冬季を2機運転に改めることで契約を変更し、20万1,000円を減額し、60万1,000円の計上としております。

以上、いこいの館の管理運営事業では1,366万4,000円の計上となります。

次の商工観光事業については、チャレンジショップの運営経費や公用車の借上料などで100万円を計上しております。

35ページになります。

35ページの交流施設等管理事業では、それぞれの交流施設の光熱水費や浄化槽の維持管理に関わる費用並びに土地賃借料で、142万6,000円を計上しております。

次に、移住促進事業は、空き家バンクに登録いただいた空き家の家財道具の撤去や改修に関わる経費を、補助金で620万円計上しております。

次に、広域行政事業につきましては、相楽広域行政組合消費生活負担金として157万

9, 000円を計上しております。

67ページを御覧ください。

商工費、商工総務費では、旅費のみ4, 000円を、商工振興費、商工振興事業では、商工会への補助金等で550万4, 000円を計上しております。

次の、ウェブ商店街運営事業では、システム保守料として18万円を計上しております。

次に、68ページをお願いします。

68ページ、観光費、観光事業では、イベント運営委託料として、もみじまつりや鍋フェスタの事務局業務を委託するため33万5, 000円を計上しております。

また、各イベント事業費負担金としては、今年度は新型コロナウイルス感染症も一定落ち着きを取り戻しつつある中で、これまで培ってきたノウハウと住民の参加状況や知名度、対外的な関心度から、鍋フェスタの復活再開を大きな目標とし、事業を進めてまいりたいと考えております。名称も「ごちそうフェスタ」ではなく「鍋フェスタ」として事業を進めます。コロナ禍からの脱却、町内に活気を取り戻し、町の新しい事業者の出店の場としても、地域振興の活性化の起爆剤となればと考えて実施するものです。町としては、実行委員会組織が正式に立ち上がっていない中で、補助金という形ではなく、主要用途を明確にした中で負担金として予算を支出することにし、もみじ祭りについては、これまでどおりライトアップに関わる経費負担をしたいと考えております。また、鍋フェスタでは、会場設営に関わる経費を予算の範囲内で負担することとし、2つのイベントの合計で400万円を計上しております。

また、観光協会への補助金につきましては、提出いただいております過年度の補助金実績報告等に基づきまして、現状の経営状況等を判断させていただいて、補助金額の見直しを行ったところです。町としましては、設立された経緯や協会の公益性・必要性等を考慮し、補助額は事務所維持に関わる経費の相当分を補助させていただく必要があると考えます。具体的には、事務所分の家賃代、光熱水費、それに加えて通信費の一部は必要と考え、令和5年度の補助金を50万円としております。

以上、観光事業の合計としましては642万4, 000円となります。

次の観光施設管理事業では、京都府から委託を受けております東海自然歩道や笠置山自然公園などの維持管理に関する費用655万9, 000円を計上しております。

次の69ページをお願いします。

次の69ページの桜保全等事業では、除草や肥料の散布など桜の維持管理や植栽に関する

費用に189万円を、河川空間活用事業では、現在取り組んでおります河川のオープン化に関する経費に、キャンプ場利用者や住民に関するアンケート調査やチラシ作成に関する経費等37万円を計上しております。

最後に、産業振興会館費、笠置町産業振興会館運営事業では、会計年度任用職員の人件費や設備の維持管理に関する経費や施設改修工事では、多目的トイレの改修費用等、全体で1,911万5,000円を計上しております。

以上で商工観光課が所管します歳出の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

建設産業課が所管します歳出予算につきまして、主要な事業等について説明させていただきます。

33ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、建設産業課分の13節使用料及び賃借料で、町道後谷線の退避所スペースの借地料で14万1,000円を計上させていただいております。

次に、飛びまして、62ページをお願いいたします。

一番下の段、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、27節操出金において、簡易水道特別会計繰出金で3,398万9,000円をお願いさせていただいております。

次に、64ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会事業でございます。

1節報酬で、農業委員の報酬98万4,000円を計上しております。10節需用費、印刷製本費で農業委員会だよりの印刷代等18万5,000円、12節委託料で、農地情報管理システム保守で16万5,000円を計上させていただき、18節の負担金、補助及び交付金で、農業委員会活動補助で10万円等を計上させていただいております。

次の65ページ、3目農業振興費は、10節需用費、消耗品費、燃料費等で7万円、18節負担金、補助及び交付金で、農業再生協議会等への補助金等において11万3,000円を計上しております。

次の4目農地費につきましては、13節使用料及び賃借料において、農地災害復旧事業に関する積算システム使用料などで31万6,000円を計上させていただいております。

次の66ページ、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費では、有害鳥獣対策事

業としまして、有害鳥獣捕獲委託料で64万円、有害鳥獣の捕獲事業を猟友会さんに委託し、被害軽減に努めるものでございます。負担金、補助及び交付金では、有害鳥獣対策協議会への補助金としまして15万1,000円、協議会が国庫補助を受けて実施する事業において、協議会負担分を町が補助するものでございます。

次に、森林対策事業ですが、負担金、補助及び交付金で、森林整備事業として200万円を計上しており、豊かな森を育てる市町村交付金を活用して実施する森林整備に対する補助金でございます。

その他は、森林組合さんへの補助等37万4千円など、合わせて237万9,000円を計上させていただいております。

次に、森林環境基金事業でございます。森林環境譲与税の剰余に伴い、見込額として令和4年度同額並びに利子分で384万8,000円を、基金への積立てとして計上しております。

続きまして、森林経営管理事業としまして、令和4年度に実施しました意向調査に基づき、集積計画の作成並びに森林整備等に340万円を計上させていただいており、さきの森林環境基金を活用して事業を行うものでございます。

続いて、3目林道維持費でございます。

11節役務費では、普通作業員手数料として36万9,000円、12節委託料につきましては、町内の林道4路線の草刈り並びに路面清掃等で500万円、工事請負費におきましては、林道の一部路肩の崩壊の復旧費用として300万円を計上させていただいております。

ページ変わりました、70ページをお願いいたします。

2段目、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、道路管理事業でございます。

主要なものとしては、11節役務費において、道路維持管理に係る除草等の処分手数料等で35万2,000円、13節使用料及び賃借料において、京都府土木工事設計積算システムの保守を含めた使用料や、土木営繕資材単価データ等使用料として195万3,000円、18節負担金、補助及び交付金において、国道163号整備促進協議会や京都府道路協会等への負担として20万9,000円を計上させていただいております。この各種協議会において、国道163号の改良など国等へ要望しておるところでございます。

次に、71ページ下段、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございます。

道路維持事業としまして、11節役務費において、普通作業員等の手数料として81万4,000円、12節委託料においては、道路管理システムの保守委託に33万円、草刈り

業務の委託料としては、町道有市柳生線の除草を飛鳥路区さんに委託、また町道切山線において切山区さんに委託するもので、各15万円ずつ計上させていただいております。14節工事請負費では2,735万2,000円を計上させていただいております。主な内容につきましては、国の社会資本整備総合交付金等を活用して実施する道路のり面修繕工事や道路維持修繕工事等を予定しております。交通安全事業としましても、交付金を活用し、有市柳生線の路肩の崩壊のおそれのある箇所、また根台1号線、水路蓋かけによる通学路の歩行空間確保の安全対策工事に960万円を計上しております。

続きまして、72ページ、2段目でございます。

3目道路新設改良費でございます。12節委託料で320万円を計上しております。継続して行っております町道笠置山線の境界標埋設業務及び笠置有市線の配水管官民確定業務を予定しております。14節工事請負費におきましては、笠置山線改良工事として、交通安全施設の照明の設置を計画しております。

続きまして、4目橋梁維持費をお願いいたします。

主なものとしましては、14節工事請負費におきまして、町内の塚本橋、鯛収橋、不動谷橋等、橋梁について橋梁維持補修工事として合計7,200万円を計上しております。

次に、下段の3項河川費、1目河川総務費につきましては、18節負担金、補助及び交付金で、京都府の砂防・治水・防災協会等に6万9,000円を計上しており、加盟する団体を通じて砂防・治水事業に対する全国要望を行うものでございます。

続きまして、73ページ、2目河川改良費でございます。

主なものにつきましては、12節委託料では、不動谷川の除草委託事業を東部区さんに委託で15万円を計上させていただいております。14節工事請負費で、河川のしゅんせつ等の工事に、東部区地内・北部区地内において、しゅんせつの工事で384万円を計上させていただいております。

次に、73ページ下段、土木費、4項住宅費をお願いいたします。

2目住宅管理費でございます。

10節需用費において、修繕料や消耗品等で67万8,000円、11節役務費で、修繕に係る大工さんの作業手数料やハウスクリーニング等合わせまして118万9,000円を、12節委託料では、町営住宅長寿命化計画に基づき、また交付金を活用し、有市住宅2棟の耐震診断設計業務で1,440万円を計上しております。使用料及び賃借料では、積算システム、建築用のシステムの使用料や機械借上料として75万7,000円、14節工事請負

費では、町内公営住宅3か所の敷地内の除草や側溝清掃等の維持修繕工事に450万円、長寿命化計画に沿った、また交付金を活用したバリアフリー工事に1,800万円を計上しております。

最後に、76ページ下段から77ページにかけまして、12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費で、役務費や使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費において、災害時に速やかに応急復旧できる費用として、合計324万5,000円をお願いさせていただいております。

以上で建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（吉田和秀君） 失礼いたします。

人権啓発課が所管します歳出について説明させていただきます。

予算書の47ページを御覧ください。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、右側下段より、人権擁護事業として、予算額は4万4,000円を計上しています。主な内容としましては、人権擁護委員の活動に係る旅費、城南人権擁護委員協議会負担金等を計上しております。

次に、予算書の48ページをお願いします。

同じく3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、右側中段より、人権問題啓発事業として、予算額は55万7,000円を計上しています。内容としましては、人権学習公開講座の講師料35万円、街頭啓発などで配布される啓発物品を消耗品費として20万7,000円を計上しています。

次に、人権啓発活動地方委託事業として、予算額は19万2,000円を計上しています。この事業は、法務局からの委託による人権啓発事業で、保育園児や小学生が育てた花を老人世帯に配布する人権の花運動を実施しております。また、町民から募集した人権標語等によりカレンダーを作成しており、印刷製本費で15万1,000円を計上しています。

次に、49ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉施設費になります。

隣保館運営事業として697万9,000円を計上しています。

初めに、隣保館運営事業は364万円を計上しており、主な経費としましては、会計年度任用職員の報酬として206万4,000円、光熱水費が79万2,000円となっております。

次に、隣保館デイサービス事業としまして、291万9,000円を計上しています。高齢者福祉の増進や自立支援、閉じ籠もり防止等を目的に事業実施をしており、主な経費としては、会計年度任用職員の報酬194万円でございます。

次に、49ページ下段より50ページの人権啓発事業でございます。

人権啓発事業では138万4,000円を計上しており、主な内容としましては、各種人権啓発集会への参加旅費として21万8,000円、人権啓発協議会等への負担金と研修事業参加費、解放文化祭の補助金で計101万4,000円を計上しています。

次に、地域交流活性化支援事業では、149万5,000円を計上しております。内容としましては、地域交流事業で陶芸教室を実施しており、講師謝金と材料費を計上しています。

課題対応型支援事業では、事業費として124万3,000円を計上しています。内容としましては、給食サービスを実施しており、調理員の報酬に63万8,000円、食材費等食糧費に45万1,000円が主な経費となっております。

次に、笠置会館管理事業としまして、135万5,000円を計上しています。笠置会館の維持管理等に係る経費として、事務消耗品費や修繕等需用費関係で計56万9,000円、通信運搬費では21万5,000円を計上しており、ほか浄化槽の管理等が主な経費となっております。

以上、人権啓発課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 本件につきましては、本日は議案の説明までとし、臨時議会2日目に質疑、討論、採決を行う予定です。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は、5月22日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦勞さまでした。

散 会 午前11時55分